2015年9月議会　一般質問原稿

日本共産党を代表して質問します。

【１】戦争法案と歴史に逆流を持ち込む動きにどう臨むのか。安保法制＝戦争法案に反対する、金沢弁護士会による集会とパレード、今議会に請願を提出した「ママの会」のみなさんなど、多くの県民が自覚的・自発的に声をあげていることは、戦後70年、憲法の平和、民主主義の理念が広く、そして深く定着していると実感します。岩手県の達増知事は「違憲の安保法案は白紙撤回すべき」と述べるなど、地方自治体の首長も勇気ある発言を行う一方、知事は「十分に議論を尽くしていただくべき」と3か月前の答弁を繰りかえしましたが、その程度の認識ですまない事態となっているのです。その立場から、国会論戦を踏まえ、安保法制に対する知事の認識を以下の点でお伺いします。

第1、元最高裁長官まで「違憲」としたことで、合憲か違憲かの論争にはっきり決着は着いたと考えませんか。第2、自民党副総裁が「国民の理解を得られていなくても成立」させる、と述べたことなどは民主主義を破壊する独裁政治と考えませんか。第3、昨年12月の段階で、自衛隊幕僚長が米軍幹部と、戦争法案は「来年夏までには終了する」と約束したことなどを、軍の暴走と考えませんか。以上、知事の明快な答弁を求めます。

「5ヶ月になる子どもを出産して思うことは、今から生まれてくる子どもたちに明るい未来を残してあげたいということです」「戦争にならないといいますが、戦争を手伝えば人を殺めることに協力するのと同じです」…「ママの会」がまとめたメッセージにある20代のお母さんの言葉です。こうした声にこたえ、知事の「拙速にはしることなく」との答弁を踏まえ、さらに「強引な採決はすべきでない」（「強引な採決に抗議する」）、との立場を表明することを求めます。知事の見解をお聞きします。

全国の91％を超える市町が参加する平和首長会議に、新たに羽咋市、宝達志水町、能登町が加わり、県内の加盟率が73.7％となるなど平和への動きが広がる一方、戦後70年の「安倍談話」は、首相自らの言葉として「侵略」「植民地支配」「反省」「お詫び」を語らない、欺瞞に満ちたものとなりました。わが党は、「安倍談話」は、戦後50年にあたって「村山談話」で表明した立場を、事実上投げ捨てるに等しいものだとの立場を表明しましたが、知事にはそういう認識があるでしょうか、お尋ねいたします。

韓国・中国など、アジアと経済・観光面で深いかかわりがある石川県の知事として、「村山内閣」「河野談話」の精神にふさわしい立場で県政運営にあたるよう求め、次の質問に移ります。

中学校教科書採択にあたり、金沢市、小松市、加賀市で、太平洋戦争を「自存自衛」「アジア解放」のためと記述する教科書が採択されたことに関し、お尋ねします。これは、ただの歴史の見方の違いといった次元の問題ではなく、日本のあり方と生き方の根本に関わる問題です。それはなぜか。戦後の国際社会は、太平洋戦争もその一部である第2次世界大戦が、日独伊による侵略戦争だったという共通認識から出発しているのであり、それを否定することは世界の戦後史と戦後秩序そのものを覆すことになるからです。「日本は正しい戦争をした」と子どもたちに教える教科書で、県内の中学生の半分以上が学ぶということになる以上、県教育委員会として「それぞれの市町の教育委員会の判断による」とするだけでは済まされない問題ではないでしょうか。“戦争の時代をどう教えるか”についての政府の公式の立場は、1982年8月に発表された「『歴史教科書』に関する宮沢官房長官談話」です。この談話には、「『過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことへの責任を痛感し、深く反省する』」、この「精神は我が国の学校教育、教科書検定にあたっても、当然尊重されるべきもの」であり、近隣諸国からの批判について、「十分に耳を傾け、政府の責任について是正する」と明記しています。金沢市などで採択された教科書は、宮沢談話を受けてつくられた教科書検定基準の「アジア近隣諸国条項」にも反するものと考えませんか。教育長の答弁を求めます。

問題の教科書を「歴史に対する理解と愛情を深め、国民としての自覚を育てるよう内容が充実している」、「検定を通ったしっかりした教科書」などとすることは、宮沢談話にも反するものと、厳しく指摘しなければなりません。県教育委員会として、小松市を単独で採択地区とすることを認めた理由のひとつに、「地域の実情を生かした教育をさらに推進したい」との意思を示した、としました。そうであるなら、「地域の実情を生かした教育の推進」のために、なぜ歴史をゆがめる教科書を採択したのか、県教育委員会としての説明が問われます。小松市教育委員会から採択理由を聴取し、県民に明らかにするべきではありませんか、見解を求めます。「村山談話」「河野談話」で政府が表明してきた過去の誤りへの反省の立場を、学校の教科書に誠実かつ真剣に反映させる努力をつくすことが、日本政府がとるべき姿勢であることも強調し、次の質問に移ります。

【２】小松基地への新たな部隊配置問題・宮崎県新田原基地から、飛行教導群が移転する問題で、私は9月9日、小松基地司令と小松市長あてに受け入れをしないよう要請を行ってきました。F15戦闘機約10機、170人増員、燃料タンクの整備など、文字通りの「基地強化」そのものであり、戦闘機部隊の技量「向上の中核を担う」部隊が来ることは、小松基地の役割が大きく変貌することにほかなりません。まさに、Ｇ空域での戦闘技術研究、そしてそれらを全国の航空自衛隊に指導するという新たな任務を小松基地は課せられることになったのです。小松市はじめ地元住民は、「今でも赤ちゃんが眠れないのに、騒音がまた増えるのではないか」、「燃料タンク落下など、事故は大丈夫か」との不安をつのらせています。知事、基地との共存を強いられてきた地元のこうした苦悩を受け止め、「地元の意向を踏まえて」と逃げることなく、国への情報提供などを求めていく姿勢が必要です。その立場からお聞きします。小松基地爆音訴訟に関わって、2011年に医師らが行った「戦闘機騒音による健康影響調査」では、精神疾患、不眠症、子どもの問題行動、低出生体重児が見られ、「羅病リスクを高める」など、「極めて深刻な人権侵害」と結論づけました。2012年10月の調査でも、「交代勤務者等の昼間に睡眠をとる者の睡眠の質を劣化させて」おり、循環器疾患・精神疾患のリスクを高めるとしました。県として、これらの健康被害調査をどう受け止めていますか、お聞きします。

爆音訴訟の判決ではすでに、「騒音が生活を妨害し受忍限度を超える」と断罪しているにも関わらず、「受忍限度を超える」騒音被害がさらに増えることに痛みを感じませんか。今回の部隊移転で、飛行回数は1.2倍に増え、現在の戦闘機の管制年間1万6千回が、2万回に、1日10回程度増えると言われています。国が「飛行の安全確保及び騒音軽減等に最大限配慮する」「基地周辺の生活環境の整備に一層努力」といいますが、具体的にどういう配慮や整備が行われるのでしょうか。見解を求めます。今度の基地強化による飛行回数の増化、予想される事故の増大などは、小松基地の国際化、ビジネス利用拡大と矛盾するのではありませんか、答弁を求めます。国に具体的な説明すら求めないというのではあれば、国いいなりの県政と厳しく指摘しなければなりません。健康と安全への不安と隣あわせの、基地周辺の住民の立場にたって、受け入れ拒否するよう求め、次の質問に移ります。

【３】地方創生総合戦略・「いしかわ創生人口ビジョン」「総合戦略」中間とりまとめ案と、その先行事業についてお聞きします。わが党は、住民の切実な要求の実現などについては提案・共同の立場で臨みますが、残念ながら、この間の国がすすめてきた悪政の結果による、地方破壊・過疎化などについての批判と反省がないために、従来の延長線の域を出ていないと言わざるを得ません。知事は議案説明で、本社機能の立地について、「国の基準を上回る事業税の軽減措置」をとる、としました。・しかし、2014年12月に「まち・ひと・しごと創生本部」が決定した「総合戦略」では、「企業の地方拠点強化」により「多様な正社員の普及・拡大」と明記しています。「多様な正社員」とは、「地域限定正社員」のことであり、企業の雇用形態を政府の施策目標として推進することは異例のことという認識はあるでしょうか。本社機能の移転・拡充が労働条件の格差拡大、雇用の流動化に利用されるのではないか、との懸念の声が広がっています。知事は雇用増や移住・定住の促進につながるといいますが、こうした限定正社員を増やさないようにする担保をどうとるおつもりでしょうか、明快な答弁を求めます。

【４】県民のくらしの悲鳴にこたえた県政への転換を・内閣府が8月17日に発表した、4~6月期の国内総生産・GDP速報値は、前期に比べた伸びが実質で0.4%減。年率換算では、1.6%減で、日本経済が再びマイナス成長に転落したことが明らかになりました。同じく8月に発表した「経済財政白書」も、消費税増税による消費の後退を指摘、消費税率を5%に引き上げた1997年に比べても、今回は賃金の伸びが鈍かったと分析せざるを得ませんでした。まさにマクロ的にみて「経済の好循環」なるものは、ゆきづまっていることを、政府自ら認めるにいたったのです。にも関わらず、庶民のくらしの悲鳴にこたえようとする姿勢は、補正予算には見受けられません。安倍政権の暴走から、くらしを守る防波堤としての役割を果たせ、との立場からいくつかお聞きします。ひとつは、子どもの貧困をどう解決するか、です。給食がなくなる夏休みの間、「子どもに食べさせるものがない」と助けを求める痛切な声も相次ぎました。安倍内閣が「子どもの貧困対策法」の具体化の一環として、この8月、ひとり親家庭の支援策をまとめましたが、児童扶養手当の改善・拡充は「検討」にとどまるなど、実態に見合った規模と内容ではありません。厚生労働省の調査で、「子どもの貧困率」が6人に1人にあたる16.3%、ひとり親家庭の貧困率は54.6%とOECD加盟国で最悪です。県内の「子どもの貧困率」や実態をどう把握されていますか、お尋ねします。知事は、「エンゼルプラン2015の中にも盛り込んだ」といいますが、極めて不十分であり、「食べ盛りの子どもがおかずのない食卓でごはんをかきこむ」「お母さんだけ働かせるわけにはいかないと進学をあきらめる高校生」などの実態に、真正面からこたえる施策が必要です。「総合戦略」や「新長期構想」に、「子どもの貧困率をゼロに」など積極的な数値目標をかかげ、就学援助の拡充、お金がなくて歯医者に行けず歯がぼろぼろになっている子どもたちへの支援、一人親家庭における給付型奨学金の創設など、抜本的な対策を求めます。知事の答弁を求めます。「子どもの貧困」が、学校現場では不登校や「荒れ」となって現れます、学校には「相談室」などが設けられているようですが、家庭の問題まではなかなか踏み込めない、との声を聞きます。就学援助や生活保護の活用、スクールソーシャルワーカーの配置、無理のない就労支援など、文字通り「ワンストップ」で対応できるような、サポート窓口の創設などを具体化してはどうでしょうか。見解を伺い、次の質問に移ります。

政府統計によれば、県内の事業所数は、2009年の6万6千社から、2014年には6万1千社へ、約5,000社減、その9割以上が従業員30人以下の企業です。うち従業員1~4人の零細企業は4,000社減り、倒産よりもむしろ廃業に追い込まれているという悲鳴が寄せられています。県としてそういう認識はあるでしょうか、お聞きします。昨年成立した「小規模企業振興法」に関し、参議院経済産業委員会の付帯決議では、「社会保険料が、小規模企業の経営の負担となっている現状がある」としています。県内の事業所における、社会保険料の滞納の実態をどう把握されていますか。お尋ねいたします。

滞納事業所に、容赦のない無慈悲な取立てが行われていることを看過できません。多くのパート従業員を抱えるサービス業を営む方は、社会保険料200万円を滞納。返済予定表を作成し、分納を願い出たものの拒否され、会社の売掛金約300万円を差し押さえられました。このお金は、従業員の給与に充てる金額であり、差押え禁止財産であることを訴えましたが、なしのつぶてとのことです。以前には、「会社がつぶれてもかまわない」「死んでも構わない」「サラ金でも借りてきてでも払ってください」などの暴言もまかり通っていたようです。中小企業振興条例にもとづき、県として徴収の実態調査をすべきではありませんか。無慈悲な取立てをしないよう国へ改善の要望をあげるべきです。認識をお伺いします。

特に、コンビニ事業所や、この4月からの介護報酬改悪による介護事業所の滞納がさらに深刻になることが懸念されています先の参議院の付帯決議では、社会保険料の「小規模企業の負担軽減のためにより効果的な支援策の実現を図ること」とあります。未加入事業者への強制加入指導もすすめられようとする中、支援策がなければ従業員の解雇や、「廃業するしかない」との悲痛の叫びが上がっています。本社移転に関して法人事業税を減免するのなら、小規模企業の社会保険料滞納事業所への支援策、保険料の負担軽減策なども具体化すべきではありませんか。見解をお尋ねします。

【５】RDF問題、他・次に、RDF、ごみ問題についてお聞きします。能登方面から、RDF＝ごみ固形化燃料事業の終結に伴い、新たなごみ焼却処理施設の建設による財政負担に関し、県として支援してほしいとの声が寄せられています。そもそも、RDF焼却・発電施設は、「循環型社会の要」などとして、国の補助金含め全国で建設が促進されたものの、安全基準を定めなかったことから、県内でも貯蔵サイロの異常発熱事故、全国的にも爆発死傷事故など4分の1の施設で事故が起こった経過があります。ダイオキシン対策などとして事実上RDF事業を後押ししてきた県として、この事業をどう総括しているのか、事業終結に伴って、関係自治体への財政支援などを検討すべきではないでしょうか。お尋ねします。

この機会に、「焼却中心」「広域処理」政策による、過大な焼却炉建設や灰溶融・ごみ発電などから脱却すべきと考えます。山形県長井市では、ごみの減量と資源化を市の農業発展と結びつけ、住民の生ごみ分別の協力によって、質のよい堆肥づくりに成功。優良な農産物の育成に大いに貢献し、まちの活性化の原動力になっているそうです。かつて横浜市では、事業系ごみの半減などで燃やすごみを約4割減らし、不用になった焼却炉を撤去、施設の多大な運営費を節約し、さらに新たな焼却炉2炉の建設を中止することで、財政的に大いに貢献したという事例もあります。「ごみ処置は、それぞれの自治体の問題」とせず、「拡大生産者責任」の原則をふまえ、住民の協力を得ながらのごみの分別・資源化の促進へ、県としてのイニシアチブを発揮すべきと考えます。所見を伺います。

最後に､MICE（マイス）誘致推進事業についてお聞きします。この夏、全国各地から1千人をこえる参加のもと、地方自治について学ぶ「第57回自治体学校in金沢」が行われ、県や県議会ふくめ28の後援も受け、大きく成功しました。ところが、企画のビラに、政権を批判する旨の全体会の講演会の記載があるなどとして、「政治活動を目的とするもの」と決めつけ、助成金交付要綱に反すると助成金の申請すら受け付けない事態が起きました。学習交流会の全体会では、金沢大学「里山里海プロジェクト」代表も講演するなど、まさに学びの場であり、企画全体を「政治活動」とするのは、あまりに短絡的ではないでしょうか。主催者からの抗議を受け止め、助成金申請をまずは受理して、審査を行うべきではないでしょうか。

以上、知事、関係部長の答弁を求め、すべての質問を終わります。